

第九回 参議院法務委員会會議 録第一号

昭和二十五年十二月一日(金曜日)午前十一時一分開会

委員氏名

- 委員長 北村 一男君
理事 伊藤 修君
理事 高城タマヨ君
理事 鬼丸 義齋君
理事 左藤 義詮君
理事 鈴木 安孝君
理事 長谷山行毅君
理事 山田 佐一君
理事 齋 武雄君
理事 棚橋 小虎君
理事 岡部 常君
理事 高橋 道男君
理事 一松 定吉君
理事 羽仁 五郎君
理事 須藤 五郎君

本日の會議に付した事件

- 小委員会設置の件
○小委員の選任の件
○小委員長の選任の件
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○検察及び裁判の運営等に関する調査の件
○神戸市の騒擾事件に関する件
○警察予備隊に関する件
○(黙秘権に関する件)
○委員長(北村一男君) 只今より委員

会を開きます。

先ず初めに御諮り申したいことがございませぬ。当委員会は検察及び裁判の運営等に関する調査につきまして従来司法制度に関する小委員、新刑事訴訟法の運用に関する小委員、青少年犯罪に関する小委員の三つの委員会を設置いたしてございませぬが、今期国会におきましても以上の三小委員を設けることといたしまして、且つその小委員長及び小委員は前国会の通りといたしたかと存じませぬが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) 御異議ないものといたしましてさう決定いたしました。尙特に小委員の変更その他御希望がございませぬ方は後刻委員長までお申出を願います。

○委員長(北村一男君) 次に一昨日当委員会に予備審査のため付託されました三法案の審議に入ります。先ず裁判所法の一部を改正する法律案につきまして政府の御説明を願います。大橋國務大臣。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。先般連合国最高司令官の覚書により、我が国の裁判権に対する制限が緩和され、本来十一月一日以降我が国の裁判所は、占領軍要員として指定されている者を除き日本に在任する連合国人に対し民事及び刑事の裁判権を広く行使することができるようになりました。このことは御承知の通りでありまして、張されるに至りましたのは、連合国が我が国の司法制度及びその運用に当る裁判所を信頼したからにはかならないと信ずるのであります。この信頼にこたえるためには、適正な制度の下に適正な裁判を迅速に行うことが極めて肝要であると存するのであります。先般の覚書におきましても民事及び刑事の事件の審理の促進について特に要請されるところがあつたのであります。

政府といたしまして、つとに民事及び刑事の事件の審理の促進のために制度の改善の必要を認め、準備を進めて参つたのであります。抜本的な対策を樹立するためには制度全般にわたつて徹底的な検討を加える必要があり、成案を得るためにはなお相当の日時を要しますので、今回は、事件の迅速処理のため差しあたり特に緊要と認められるもののみを取上げて早急に改正案を提出することとした次第であります。

以下改正の趣旨について順次御説明いたしたいと存じます。

先ず第一は、下級裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官の範囲の拡張に関する改正についてであります。現行裁判所法におきましては、下級裁判所の裁判事務の取扱上差し迫つた必要があるときは、一定の範囲内において裁判官の職務代行の途が設けられており、高等裁判所の場合については、その高等裁判所が、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事に所要の職務代行を命じ、地方裁判所の場合については、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、その管轄区域内の他の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に、又、家庭裁判所の場合については、その家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、その管轄区域内の他の家庭裁判所、地方裁判所又はその高等裁判所の裁判官に、それら職務の代行を命じ、簡易裁判所の場合については、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、その管轄区域内の他の簡易裁判所が、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の判事に、所要の職務代行を命ずることができるとされておるのであります。これにより、裁判所の事務の実情に依つてある程度裁判官の配置につき臨機の措置を講じ得る道が開かれていますのであります。ところが裁判所の事件の徹底的な迅速処理のためには、より広い視野に立ちより広い範囲に亘つて機動的に下級裁判所の裁判官の職務

代行を命ずる措置を講ずる必要がありませぬので従前の規定による裁判官の職務代行の範囲を拡張し、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判官については全国的に、又簡易裁判所の裁判官については、高等裁判所の管轄区域の範囲内で、相互に他の裁判所の裁判官の職務代行を命ずることができるとしようとするのであります。裁判所法第十九條、第二十八條及び第三十六條の改正規定は、この趣旨から立案いたしましたものであります。右第二十八條の改正規定は、裁判所法第三十一條の五の規定により、家庭裁判所にも準用されることとなるわけでありませぬ。

第二は、簡易裁判所の裁判権の拡張に関する改正についてであります。先ず民事につきましては、御承知の通り、現在簡易裁判所は訴訟物の価額が五千円を超えない請求につき裁判権を持つものとされておるのであります。この金額の定められました昭和二十二年五月当時と比較いたしますと、我が国の物価指数は数倍に高騰いたしているものであり、統計の示すところにより民事訴訟事件数は極めて多数であります。この点から申しますと、比較的簡易な手続によつて軽微な事件の迅速な処理を図ることを使命として、設立されました簡易裁判所は、民事の關係におきましては十分にその機能を果たしていないものといわざるを得ないものであります。簡易裁判所の取扱う民

事の事件が少いことは、それだけ地方裁判所の負担を過重ならしめて、この際簡易裁判所の民事に関する裁判権を訴額三万円を越えない請求にまで拡張して、下級裁判所における事務の負担の調整を図り、以て民事訴訟事件の審理の促進に資することは、誠に事宜に適切な措置であると考へるのであります。

次に、簡易裁判所は刑事につきましても現在罰金以下の刑にあたる罪又は選択刑として罰金定められている罪にかかるとは、窃盗罪又はその未遂罪に係る訴訟についても裁判権を有し、且つ窃盗罪若しくはその未遂罪にかかるとはこれらとの罪と他の罪との間にいわゆる牽連盗等の関係があり、これらの罪の刑を以て処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができるものとされているのであります。然るに窃盗罪又はその未遂罪と比較して、事案の軽重につきさほどの差異もなく、又通常、窃盗罪又はその未遂罪に關連して発生いたしまし或る種の犯罪につきましても、簡易裁判所に対して窃盗罪又はその未遂罪に關すると同様の権限を與へますことは、先に簡易裁判所の民事の裁判権を拡張いたす際に申上げましたと同趣旨により、極めて適切妥當ではないか、かように存する次第であります。

裁判所法第三十三條の改正は以上申上げました趣旨から立案いたしたる次第であります。以上本法案の主要の御説明をいたしました次第であります。御説明をいたしたる次第であります。御説明をいたしたる次第であります。御説明をいたしたる次第であります。

御説明をいたしたる次第であります。御説明をいたしたる次第であります。御説明をいたしたる次第であります。御説明をいたしたる次第であります。

○委員長(北村一男君) 引続きまして刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、以上二件につきまして政府の提案の理由を承ります。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今議題となりました刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この二つの法律案のうち、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案の提案の趣旨は、裁判所法の一部を改正する法律案の提案理由の說明におきまして申述べました連合最高司令官の覚書の趣旨に鑑み、旧刑事訴訟法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に關する法律の適用される、いわゆる旧法事件の審理の促進を図るため、刑事訴訟法施行法に所要の改正を加えようとするものでございます。

改正の要点は次の二点であります。先ず第一は、旧法事件の処理に關する裁判所規則に關する事項であります。現在の刑事訴訟法施行法も裁判所規則に對する委任の規定を有しているものでございますが、その條文の形式上規則を制定することのできる範囲が明瞭を欠いておりましたので、今回この規定の形式を改めまして、旧法事件に關し裁判所の規則を以て審理促進のため必要な特別を定め得ることを明らかにしたのであります。

これによりまして最高裁判所の負担を調整し、全体としての審理の促進を図ろうとするのが主な目標であります。御承知の通り最高裁判所は、憲法の解釈問題の解決、法令の解釈の統一を図る等の重要な任務も持ち、而も裁判官の数は僅かに十五人に過ぎません。然るに同裁判所の受理する刑事事件の数はますます増加の傾向にあり、未済事件の数も又殆んど毎月増加している状況でございます。旧法事件の未済だけでもすでに一千件に上つております。又現在下級審に係属しております旧法事件のうち、上訴されて近い將來最高裁判所に來るといふ予想を立て得るものも相当多数に上つていような次第でございます。

このような実情に顧み、今回の改正は旧法事件の上告に關しても新法を適用し、最高裁判所の負担を調整することによつて、その最も重要な使命に十分力を注ぐことができるようにするということを目的とするものでございませぬ。

今回の改正案は多少被告人の利益に影響するところもありませんが、他面著しく正義に反するものであれば刑の量定事実誤認についても原判決を破棄することが認められる等、従来よりも被告人に利益となる面もあるわけでございます。決して被告人の重要な利益を害することはないものと私共として考へておる次第でございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に民事訴訟法等の一部を改正する法律案の提案の趣旨をいたしましては、「裁判所法の一部を改正する法律案」の提案理由において申述べました

ところと同様でありまして、民事訴訟事件の審理の促進を図るため、差当り特に緊要と認められる数点につきまして民事訴訟法等の一部を改正せんとするものであります。以下改正案の要点につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一は、簡易裁判所の事務管轄の拡張に伴う規定の整理であります。「裁判所法の一部を改正する法律案」の提案理由において御説明申上げました通り、民事訴訟事件の迅速な処理を図るため、裁判所法中の関係規定を改正いたしまして、簡易裁判所の事務管轄の範囲を訴訟物の価額三万円を超えない請求にまで拡張しようとする次第でございますが、それに伴い、民事訴訟費用法及び民事訴訟用印紙法中の関係規定を整理しようとするものでございます。

第二は準備手続の拡張であります。現行法では準備手続は裁判所が合議体で審理する場合に、例外的にこれをすることができるものとされておりますが、訴訟事件の迅速な処理を図りまするためには、口頭弁論を集中して継続的に行うことが最も有効適切な方法であり、集中審理がよく実効を収めるためには、準備手続において弁論の準備が十分行われていることが必要であると存じますので、裁判所が一人の裁判官で審理する場合にも準備手続をすることができるよう改めようとするものでございます。

第三は、準備手続を経た口頭弁論期日の変更の制限であります。右に申しました通り、準備手続において十分な弁論の準備をいたしました上、口頭弁論を集中して行い、一挙に事件を解決することによつて訴訟の迅速なる

処理の目的を達しようとするのであります。口頭弁論の期日が容易に変更されることになれば、到底その目的を達することができません。そこで準備手続を経た口頭弁論期日の変更は、止むを得ない事由がある場合でなければ許すことができないものとしようとするものでございます。

第四は、在廷証人等に対する日当、旅費、止宿料等の支給であります。先に申述べましたように、集中審理によつて証拠調を行うようになりまして、勢い証人等はその尋問を申出た当事者が同行していわゆる在廷証人等として尋問する場合が多くなるものと考えられますので、在廷する証人等を取調べた場合にも、裁判所の呼出に応じて出頭した証人等と同様に、これに對し日当、旅費、止宿料等を支給することができると改正しようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたす理由であります。何とぞ両案ともよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(北村一男君) 次に質疑に入るに先立ちまして、只今提案案のこの三案につきまして、政府委員より補足的の御説明があれば承りたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 只今の提案理由の說明につきまして若干補足的に御説明をいたしましてこの案の御理解に、便宜のようにならうと思ひ存じます。

先ず裁判所法等の一部を改正する法律案の方から申上げますが、裁判官の代行することができるとの範囲の拡張につきましては、提案の理由でやや詳細に

説明がありましたので省略いたすことにいたしました。裁判権の拡張の方につきまして数字などを入れまして若干御説明申し上げたいと思ひます。

先ず民事の裁判権の方の拡張であります。現在の五千元を三万円に上げましたのは物価指数なども考慮いたしてこれを検討した次第であります。が、こういたしますと事件がどの程度地方裁判所から簡易裁判所に移るか申しますと、現在の地方裁判所の事件のうち約三二%くらいが簡易裁判所に移るわけであり、それだけ地方裁判所の負担が軽くなり簡易裁判所の負担が重くなるわけであり、現在地方裁判所と簡易裁判所と比べて見ますと、地方裁判所の方が遙かに多忙になつておるといふことが窺われるのであります。それによつて一審事件の分配が妥当に調整されるであろうという次第であります。向このことは上訴の關係については簡易裁判所の事件が移りますと、その上告は現在の体系によりまして高等裁判所に行きますので、延いて最高裁判所の負担の調整にも響いて来る、そういうことになるわけでございます。

次に刑事の方で申しますと、どういふ罪名のものが今度新たに簡易裁判所の管轄になつたかという事の詳しい説明は、お手許に配付して置きました資料の中に詳細に掲げて置きました。この数字を申しますと、昭和二十三年度の統計から申上げますと簡易裁判所の刑事の通常一審の終局人員といふものは十萬九千五百五十五人ほどであります。これに対して今度の措置によりまして地方から簡易に移るものが總計いたしますと大体一万四千二百

六人ほどに当りますので、二十三年の統計を基準として申しますと簡易裁判所の刑事の事件は約一割三分、一三%ほど増加する、こういうことになるわけであり、この刑事におきまして簡易裁判所に移るべきものは大体事件も簡単なものが多く、又窃盗罪と密接な関連を以て処理されるものが多いという事情も考慮しておるわけであり、す。

次に簡易裁判所の裁判官は現在どういふような人たちが構成されておるかという事もお手許に表として差上げてございまして、その十四表により申しますと、現在六百十二名簡易裁判所の判事がおるわけであり、そのうち判事から任命されたのが百十九名、判事補から任命されたのが九十八名、検察官から任命されたのが百二十二人、検察官から任命されたのが百五十九名、その選考による任命が二百五十九名、その他二十二名といふことになつておる。いづゆる判事の資格のある人、弁護士資格のある人から任命された人が六百人のうち三百人以上を占めておるわけであり、そうして、このうちいづゆる俗にいう有資格のかたがたは都会地におるかたが多いのでございまして、民事事件なども都会地が統計上多い。こういうことになつておる。新らしく民事事件につきまして裁判権の範囲を拡張いたしました。実質的には、このようにおるわけであり、それが多く取扱いということになるわけであり、その心配することはないのではないかと存する次第であります。

次に刑事訴訟法施行法につきまして若干補足的に御説明申し上げます。一番

問題であります三條の二項の規定でございますが、この点はやや詳しく申上げますと、本條はいづゆる旧法事件の上告審の性格を新刑事訴訟法上告審の性格に近づけようとするものであります。併し全然新法の上告審に切替えてしまふというわけでもありません。て、基礎としては旧法の上告審が残つており、そこに新法のうち或る規定を適用して行く形になつておるわけであり、す。尚旧法におきましては上告裁判所は最高裁判所である場合のほか高等裁判所があるわけであり、即ち簡易裁判所を一審とする事件の控訴審は地方裁判所で、その事件の上告裁判所は高等裁判所であり、更に高等裁判所の判決に対しては、刑事訴訟法七條の規定によつて憲法問題についてだけは特に最高裁判所へ特別の上告をすることができるといふことになつておるわけであり、す。今回改正におきましては、高等裁判所が上告裁判所である場合、及び今申上げた上告裁判所へ、いづゆる特別上告がされたという場合を除いたしまして、最高裁判所が通常の上告裁判所である場合の上告だけを問題にしたわけであり、す。右の二つを除いたわけは、現に高等裁判所に繫属している上告事件は余り数が多くなく、今後高等裁判所に繫属するであろうと思はれる上告事件と、簡易裁判所の旧法未審事件及び地方裁判所にある旧法の控訴事件の数を考慮して見ますと、高等裁判所の負担をさまで増大する虞はないわけであり、す。又この点は裁判官の代行ということもございまして、この際はこれを取上げなかつたわけであり、す。

なおいづゆる特別上告も非常に限られておる問題であつて数も多くありませんので、この際はこれを取上げないことにしたわけであり、す。

次に三條の二で取上げました新法の規定について若干御説明を加えて行きたいと思ひます。先ず新法の四百五條上告理由の規定、四百六條上告審としての事件受理の理由、四百八條書面審理、四百十條及び四百十一條破棄の判決の規定であります。これらについて一括して御説明いたします。旧法の上告理由は原則として法令違反で、特に重要な訴訟法の違反、即ち法律に従つて判決裁判所を構成しなるとき、裁判官の審判に除外せらるべき裁判官が関與したとき、検察官がなすべき被告事件の陳述を聞かないで審判をなしたとき等二十有余に及ぶ絶対の上告理由のほかは実体法違反と手続法の違反とを含むものであります。これに對しまして新法の上告理由は四百五條にきめるもので、いづゆる憲法違反と判例抵触であり、新法が、このように上告理由を制限した趣旨は、最高裁判所としていづゆる憲法裁判所たる機能を十分發揮せんと共に、終審裁判所として判例の統一を図らしめることにあるわけであり、す。更に新法四百六條は法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件につきましては、最高裁判所が上告審として事件を受理することができるときめておるわけであり、す。現にこの事件受理の制度をいたしましては、最高裁判所は刑事訴訟規則で次の三つのものをきめております。その一つは高等裁判所が第一審又は第二審の判決に對しましては、その事件が、法

令の解釈に関する重要な事項を含むものと認める場合は、上訴権者はその判決に對する上告の期間内に限り、最高裁判所に事件を受理すべきことを申立てることができる、この申立てに對しまして、最高裁判所は相当と認めるときは上告審として、事件を受理することができる、これが一つであります。その一つは、地方裁判所、高等裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對する最高裁判所のいづゆる跳躍上告といふこと。第三には、控訴裁判所は憲法問題のみについて控訴を申立てられた事件につきましては、相当と認めるときには最高裁判所に移送することができる。そしてこの三つの含みを設けておりますが、この新法四百六條の規定によつて作られた只今の規則に基いて、最高裁判所の受理した事件は上告事件となるわけであり、す。上告の理由があるときは破棄することになるわけであり、す。上告理由に該當する事由が判決に影響を及ぼす場合に限り、判決に對しまして、裁判所は具体的に事件の解決を図るべきものであり、まして、抽象的な法律問題を論議するところではありせんので、具体的に判決に影響を及ぼす場合だけ破棄する、そういう建前になつておるわけであり、す。又判例抵触を理由とする上告の場合には、最高裁判所が、従前の判決を変更して原判決を維持するのを相当と認めるときは原判決を破棄すべきではないといふことになつておるわけであり、す。

次に、最高裁判所は上告が理由がないときであり、判決に影響を及ぼすべき法令の違反、甚だしい刑の量定不當、判決に影響を及ぼすべき重大

三

な事実誤認、再審の理由、判決後の刑の廃止、変更、大赦があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反する、そういうように認めるときは判決を破棄する、これが新法の四百十一條の定めるところであります。このうち量刑不当とか、重大な事実誤認、再審の理由というものは上告理由になつておらないわけでありまして、ところが新法の條文におきましては、こういう場合でも放つて置けるは著しく正義に反すると認められる場合には、原判決を破棄することができるといふことになつておりました、その点は旧法よりも被告人の方に厚い面が現われておるわけでありまして、

次に、新法は上告審における書面審理による上告棄却を認めておるわけでありまして、それが新法四百八條の規定がそれでありまして、旧法の上告審におきましては、必ず公判期日を開いて上告趣意書に基いて弁論を行うことになつておりましたが、新法におきましては法律審理に徹した点から書面審理を認められたわけでありまして、上告審における弁論は事実審の弁論と異なりまして、上告趣意書に基く弁論及びこれに基づく審理にある点を考へて見ますと、事後審査の方法としての書面審査も可能であると言ひ得るわけでありまして、而も書面審理の手續を認めますと事件の処理が非常に早くなるので、多数の上告の中には余り問題にならないものもありませんので、そういうものは一々公判を開かないでも書面だけで審理して理由のないものは棄却できる、そういう新法の規定を旧法にも取入れようというわけでありまして、

次にこの四百十四條において、準用

されております三百七十三條の上訴の提起期間の規定、それから三百七十六條の上訴趣意書の規定、それから三百六十八條から三百七十一條までのいわゆる上訴費用の補償の規定でございますが、新法は上告の提起期間を従前の旧法の五日を十四日と延ばして、上訴権者に十分に考慮の余裕を與へることにしております。従つて三條の今度の改正案によりまして、旧法事件につきましても上告の提起期間は十四日となりまして、この点は被告人に有利になるわけでありまして、又檢察官だけが上告した場合のその上告が棄却された、又その取下げがあつたという場合には、新法は被告人保護の見地から費用の補償をしておるわけでありまして、この改正案もそれを取り入れることになつておりました。

次に上告趣意書の提出につきましても、旧法では最初の公判期日を指定して通知するとその期日の十五日前に上告趣意書を差出す建前でありまして、新法ではこれに關しては裁判所の規則に任せておるわけでありまして、これは新法は四百十四條において準用する三百七十六條の規定からそうなるわけでありまして、そうして現在の刑事訴訟規則では、上告裁判所は訴訟記録の送付を受けてから趣意書差出の日を指定することとして、判例統制の理由とする條項につきましても、その判例を具体的に示すことなどをきめておるのであります。これらの規則はこの三條の二の改正規定に基いて恐らく同種の規則ができるものと予想されるわけでありまして、

次に新法の四百九條被告人の召喚不要の規定、それから四百十五條から四

百十七條までの訂正判決の規定及び四百十八條の判決の確定の規定を取入れられた点であります。旧法における上告審では新法と同様被告人の召喚は不要であつたわけでありまして、これに關する規定が多少明らかでなかつた点もありませんので、今度はその点を明瞭にしたわけでありまして、尙新法の條文ではいわゆる判決後訂正の制度を設けておりました、最高裁判所の判決でも言渡した後にある場合に訂正を許すという制度がアメリカの例にならつて認められましたので、これもこの三條の二で取入れようとしたわけでありまして、これに關連いたしまして判決の確定の時期が運つて来ますので、これに關する新法の四百十八條も三條の二の方で旧法事件に取入れることになつたわけでありまして、

以上總括して申し上げますと、この旧法事件の上告審を全部新法に切替へるというわけではなくて基盤には旧法が残つておる。ただ新法の規定を被告人に不利な点、有利な点を合せて均衡を取つて若干規定を、若干といひます重要な規定も大部分取入れた、そういうわけでありまして、

次に第十三條の規定の改正、即ち十三條を削除したわけでありまして、これは第二條の改正と相関連するものでありまして、現在の十三條におきまして、この二條との關係でどの程度まで裁判所の規則で特別を設け得るや、やや明瞭を欠きまして、先般この点がいろいろ問題になつたこともあつたわけでありまして、即ち現在のままで放置しておきますと、十三條は、旧法事件の処理について必要な事項は、裁判所の規則で規定し得ると規定してお

るわけでありまして、同條には「この法律に定めるものを除く外」とありまして、他方現在の第二條には旧法事件につきましても「な旧法及び応急措置法による。」とありますので、而も詳細な手續に關する旧法の規定でもすべて適用されるのではないかと、この點もさされるきりもありません、そのういたしますと裁判所の規則で規定し得る余地は殆んどないというような疑義も生ずるわけでありまして、又旧刑事訴訟法は憲法第七十七條の規則制定権を予想してない旧憲法下にできた規定でありますので、この際裁判所の規則制定権ができました今日におきましては、その規則制定権に相当ゆとりを残したらいのではないかと、この點も、而も旧法の規定がそのまま存続するため、その後の非常に急激な事情の変化に應じて適宜規則を以て必要な事項を規定する、そういうような旧法の規定は非常に細かくできておりましたので妨げとなつておるのでありますから、この際最高裁判所の規則で定め得る範圍を現行法よりも少しゆとりを設けさせた方がいいのではないかと、この點からいたしまして、疑義のある十三條の規定を廢して二條におきまして「この法律及び裁判所の規則に特別の定があるものを除いては」旧法及び応急措置法を適用するといふような形にしたわけでありまして、この規定によつて現在どのような旧法事件について裁判所の規則が予想されるかという點につきましても、事務当局から何つたところによりまして、旧法の控訴審の手續におきまして、被告人にどの點が不服であるかという不服の範圍を明らかにして、審理をその點に集中して

行く、不服のない點については審理を簡單にして行くといふような規則などが考えられておるようであります。刑事訴訟法施行法はその程度にいたします。

次に民事訴訟法の改正案のほうに移ります。これにつきましてもは特段に御説明するまでもなく、要するに民事訴訟法の今後の行き方といたしましては、準備手續といふものを大いに活用いたしまして、一人の裁判官の場合も準備手續を開き得るようになつて、準備手續ですべての攻撃の防禦の方法を明らかにし、そこで十分お膳立ができた後に公判を開いて、公判に入りましたならば集中的に審理を進めて、そうして全体として短日月に民事訴訟事件を完了させようといふ意図から出ました規定の改正でありまして、條文的には特に御説明するまでもないことと存じますので、時間的關係もありませんからこの程度で概括の説明は終ることになつたと思ひます。

○委員(北村一男君) 質疑に入るに先立ちまして、只今須藤委員より法務總裁に対して緊急の質問があるという申入れがございましたので、その発言を許します。須藤委員。

○須藤五郎君 昨日衆議院における法務委員会を傍聴しまして強く感じたことなんです、朝鮮人の問題です。衆議院においては非常に激しい言葉でやりとりをされておると思ひますが、私は激しい言葉でなしに柔らかな言葉で御質問申し上げたいと思ひますが、大体私はこれまで関西におきまして西の朝鮮人の空氣を知つておるのですが、戦時中朝鮮人は非常に日本の戦力に對しまして貢獻をしたと思ひるので

のできない場合に出勤するということが相成つておられるからして、その裝備におきましては警察力よりも自然重たいものを持つという事は当然であらうと存するのであります。警察といたしましても現在全然武器を持たないわけではございませんで、棍棒にいたしましても見かたによれば武器とも言えます。又ピストルのごときも一つの武器であると思ひます。現在警察予備隊が裝備いたしておられる武器といしましては、アメリカから供給せられておられるカービン銃といふものでございするが、これは小型小銃と訳しておられるが、併しその効力から申しますと従来の日本の歩兵銃が二千メートル、三千メートルの射程を持つておりましたのに対して、これは数百メートル程度の有効距離しか持つていないのであります。どちらかという小銃の小さいの言うよりピストルの大きいと言つたほうが当つておるのではないかと思つておるのであります。将来或いはそれ以上の裝備が備えられる場合もあるかも知れませんが、要するにこれは国内警備上の必要の限定において裝備も又準備されるものでありまして、今日文明国間の戦争というやうなものを予想いたしました場合には非常に高度の武器が必要となると思つておるが、さうになりまして、これは憲法九條におきまする戦力は保持しないという規定にも抵触することになるのでございするが、警察予備隊の裝備といふものは飽くまでも国内治安のために必要な最小限度にとどまる、こういうことを私どもといたしましては考へて、御次第でございします。併しながら先程御指

摘になりましておつた、従来軍隊が部隊として出勤しておつた、その際に備へておられる訓練、こういう訓練の訓練が今日行われておるというのを御指摘になりました。もとより部隊として又銃の裝備を持つて出勤いたすことを予想いたします以上は、その出勤に当りましては、やはり部隊の形従つて部隊としての出勤に必要な技術上の訓練といふことは当然であると思つておるが、併し相手も又相対な武器を持つておることも予想しなければなりませんので、これに對応いたしますために相手の実情を偵察する練習であるとか、或いは又相手と迫つて行きますための匍匐訓練といふようなことも、これは必要止むを得ざる最小限度であるといふふうに考へておられます。併しながら如何なる場合におきましても、この警察予備隊が外国との交戦に使用されるということはありません。私どもとしては考へておるわけであり

であるといふために統率力或いは指揮命令をやるうと思ひましても、一般隊員のほうでもまあ飯の幹部じやないかという気持で受け付けたいというやうな点がございまして、現在の段階におきまして、それがために御指摘のやうな好ましくないことがおるという事、私も私ども十分に承知をいたしておる。これは併し余り極端なものに對しましては、一般警察力を以て取締るといふ措置を講じておるのでございするが、できるだけ早く幹部を十分に充足いたしまして同時に、隊員に對する教養指導訓練を完備ならしめましかうなる不体裁のないやうに注意しなければならぬ、警察官として市民の信頼を博し得るやうな、そういう警察官に仕立てて行くといふことは当然必要なことでありまして、戦時中におきまして私どもが一部の軍隊の乱暴な態度に對して、まあ軍人だから仕方ないといつたやうな態度を以てこれに對すべきではないし、又警察予備隊としても国民にさうな気持を起させることがありまするならば、これはその使命から考へ又その性格から考へまして決して好ましいことではなく、むしろ市民にさうな感じを興えたいといふことは断じて避けなければならぬ、こゝにさうな考へておるわけでありませぬ。幹部の充足につきましては、非常に遅れておる。いづれな問題が生じておるの遺憾であります。大体一月中旬ころまでには全般的に充足いたすといふ考へを以て進んでおります。又訓練も漸次進んで参つておりますが、近々民主国家、平和国家の警察官として恥かしくないものに仕

立て上げられる時期もさう遠くはないと期待をしておるわけでありませぬ。それから警察予備隊におきまする結核の問題につきまして、これは昨日法務委員会においてもこの問題を取上げられ、又只今須藤さんからもお話があつたのでございするが、実はこの問題につきましては警察予備隊の一般隊員募集の際には短期間に多数を募集することが必要とせられまして、相当大勢の中から選抜をいたしましたので、いろ／＼と検査もいたしましたのでありますが、残念なことには全国的に結核予防の見地よりいたしますレントゲンによる結核診断が行われておらなかつたのでございします。ところが予備隊の訓練その他の関係からいまして、今後予備隊について結核の問題といふものは相当注意しなければならぬといふことになりまして、このたびは全国一斉に結核の検査を行なつたのであります。その結果不幸にいたした患者を千名足らずの結核の疑いのある人たちを発見いたしましたのでございします。もとよりこれらの人々のなかには現在かなり悪く、発病直ちに静養を要するといふ人々もございします。併しながら相當の数の人たちは現状においては病氣を自覚もしておらない。又現在の職務について格別苦痛も訴えておらない、いわゆる自覚症状が全くない、又発病してゐるという程度にまでもなつておらない人たちが相當あつたわけでありませぬ。併し先ほど申した通り通ります。予備隊の編成が完成してございせん。予備隊も非常に手の届きませぬやうな關係で中央の本部と現地部隊との間の連絡が極めて不十分でありました結果、遂に現地におきまして一齊

に解雇するといふやうな措置をとつたわけでありませぬ。このことは解雇措置がとられましたのちにおきまして本部においても知つたやうな状態でありまして、これらの人々に対する取扱といふものが極めて遺憾であります。これをできるだけ是正してもつと手厚く扱うことが必要であるといふ考へのもとに、いろ／＼の問題に對して研究を進められた結果、差当り隊務に従事し得ると認められる人たちは医師二名以上の健康診断の結果、そのことが証明せられたならば直ちに原隊に復職せしむるという運びにいたすことになりました。併し、それから不幸にして発病いたしておられるが、或ははつきり発病といふ状態にはありません。医師の診断の結果、今後隊務を継続いたしますならば発病するのではないと思はれるやうな状態のある人々につきましては、この際自宅或いは除の連絡ある病院に收容いたしまして、そうして相当期間療養せしめまして経過を見ますと共に、将来解雇しなければならぬ人々に對しましてはこの期間にそれ／＼の措置を講じさせるやうなゆとりを興へるやうにしたい。かような方針のもとに只今準備を進めておるやうな次第でございします。いろ／＼な行き違ひのためこれに對して一般隊員に非常に不安を興へましたといふことは、政府といたしましては極めて申訳ない次第であると思つておるのでございします。それから最後に御質問になりました春日正一君についての黙秘権の問題でございするが、黙秘権につきましては刑事訴訟法において黙秘権に對するはつきりした規定がございするの

の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二十七條乃至第二十九條の罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第三十條乃至第三十一條の罪に改める。

第三十六條に次の一項を加える。
前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事は当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

附則

- 1 この法律のうち、第三十三條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 第三十三條の改正規定の施行前に地方裁判所に訴又は公訴の提起があつた事件については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律

刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「新法施行後も、」の下に「この法律及び裁判所の規則に特別の定があるものを除いては、」を加える。

第三條中「前條の規定にかかわらず、」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三條の二 第二條の事件で、最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五條（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召喚不要）、第四百十條及び第四百十一條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に最高裁判所に係属している事件及び最高裁判所への上告の提起期間内にある事件については、その上告審に限り、第三條の二の規定は、適用しない。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律

第一條 民事訴訟法（明治二十三年

法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「五千円」を「三万円」に改める。

第二百五十二條第四項を第五項とし、同項中「口頭弁論」を「準備手続ヲ経サル口頭弁論」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

準備手続ヲ経タル口頭弁論ノ期日ノ変更ハ已ムコトヲ得サル事由ノ存スル場合ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス

第二百三十六條第三項中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二百四十九條を次のように改める。

第二百四十九條 裁判所ハ口頭弁論ノ準備手続ヲ為スコトヲ得

第二百五十條第二項、第二百五十二條及び第二百五十三條中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二條 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。

第三條 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「六千円」を「三万一千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中第二十二條第二項の改正規定及び第三條の規定は、裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第 号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 第一條の各規定による改正後の民事訴訟法は、それぞれその規定の施行前に生じた事項にも適用する。但し、従前の民事訴訟法によつて生じた効力を妨げない。

昭和二十五年十二月十六日印刷

昭和二十五年十二月十七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷庁